

### 平成30年度加入者募集

## 区民交通傷害保険のご利用を

2/1(木)～3/30(金)

この保険は、車両による交通事故でけがをしたときに、入院や通院治療期間と治療実日数に応じて保険金をお支払いする制度で、毎年約3万人の方にご加入いただいています。万が一に備え、ご家族や団体でご加入ください。なお、4月1日以降の加入はできませんのでご注意ください。

コース	補償内容	年間保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース	1,000円	150万円
B	区民交通傷害Bコース	1,700円	350万円
C	区民交通傷害Cコース	2,900円	600万円
AJ	区民交通傷害Aコース+自転車賠償プラン	1,400円	150万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース+自転車賠償プラン	2,100円	350万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース+自転車賠償プラン	3,300円	600万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)

また、自転車運転中に他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となる「自転車賠償責任プラン」もあわせて募集します。平成30年度からは補償金額が1億円に改定となります。

※複数のコースへの加入はできません。

#### 加入方法

○個人加入

2月1日(木)から、各窓口(地域振興課、豊洲特別出張所・各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関)にある申込書に必要事項を記入し、保険料を添えてお申し込みください。

#### 保険期間

平成30年4月1日(日)午前0時～平成31年3月31日(日)午後12時までの1年間

#### 加入できる方

保険責任開始時点(4月1日現在)で区内に住所のある方

#### コースの種類と保険料

右表のとおり

※自転車賠償責任プランの補償金額増額に伴い、保険料が一部

※地域振興課窓口は混雑が予想されますので、金融機関等のご利用をお勧めします。

※平成29年度に加入されていた方には、1月下旬にご案内を送付します。

#### 団体加入

町会・自治会・サークル等、加入者10人以上で団体加入扱となります。団体内での申込書等の取りまとめや集計・集金をお願いしますが、保険料の8%が事務手数料として還元されます。2月1日(木)から受け付けします。

#### 3月2日(金)

地域振興課(区役所4階26番) ※団体加入は金融機関では受け付けていません。

#### 保険金の請求方法

万一、交通事故にあったときの保険金の請求は、引受保険会社に直接請求してください。

#### 事故連絡先

損害保険ジャパン日本興亜(株) 事故サポートセンター  
24時間365日  
☎0120(727)110

本店企業保険金サービス部 傷害保険金サービス第二課(平日午前9時～午後5時)  
☎(5913)3882

#### 引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜(株) 東京公務開発部営業開発課 〒160-8388 新宿区西新宿1-26-11-12階(平日午前9時～午後5時) ☎(3349)9666

#### 地域振興課地域振興係

☎(3647)4962  
FAX(3647)8441

## 江東区明るい選挙推進委員募集

### 公正な選挙の啓発活動を行うボランティア

明るい選挙推進委員とは、投票率の向上を図り、公平で不正、腐敗のない明るく正しい選挙を実現するため、ボランティアで選挙の啓発活動に取り組んでいく方々です。今年4月から活動を開始する推進委員を募集します。

○政治・選挙の関心を高めるための「話しあい」活動

○選挙時の街頭啓発等

○期日前投票所の投票管理者・立会人

4月1日(日)～平成32年3月31日(火)の2年間

応募対象者

次の条件を満たす方10人程度

※地域のバランスを考慮し選考

「心身ともに健康で、主として平日の昼間に活動できる方

原稿用紙に志望動機を600～800字程度でまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を記入し、〒135-8383江東区選挙管理委員会事務局へ郵送

☎(3647)9091  
FAX(3647)9592

学生就職支援のプロの講師による指導で、就職力・社会人基礎力が向上します。期間中、求人紹介や企業見学も随時行い、担当のキャリアカウンセラーなどセンタースタッフが、内定獲得までを全力でサポートします。

「1期」2月21日(水)・22日(木)・23日(金)・26日(月)・27日(火)・28日(水)「2期」3月1日(木)・2日(金)・7日(月)・6日(火)・7日(水)・8日(木)午後1時～4時

☎(3647)8441  
FAX(3647)8441

平成30年3月卒業予定者または既卒3年以内で求職中の方、各20人(申込順) 費 無料

電話でこうとう若者・女性しごとセンター

☎(5836)5160

http://koto-shigoto.jp/

経済課雇用推進担当

☎(3647)8581  
FAX(3647)8442

平成30年3月卒業予定者または既卒3年以内で求職中の方、各20人(申込順) 費 無料

電話でこうとう若者・女性しごとセンター

☎(5836)5160

http://koto-shigoto.jp/

経済課雇用推進担当

☎(3647)8581  
FAX(3647)8442

## 労働関係法セミナー

### 「無期転換ルール」への対応

2/19(月)

区では、「無期転換ルール」に関する周知と、その対応への実務的な情報提供のため、東京都社会保険労務士会江東支部とセミナーを共催します。

契約社員やパートタイマーなど、期間に定めのある契約(有期労働契約)で働く方々の雇用の安定化を目的として、労働契約法第18条では、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が同一の使用との間で反復更新されて5年を超えた場合に、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する「無期転換ルール」が定められています。平成30年4月には法律の施行から5年が経過し、転換申込権が本格的に発生します。

社内規程の整備や労使間での情報共有など、対応に向けた準備のためにぜひご参加ください。

無期転換ルールに関する詳細は、厚生労働省ホームページ

(HP) http://muki.mhlw.go.jp/ をご覧ください。

時 2月19日(月) 午後3時～5時(午後2時半受付開始)

場 こうとう若者・女性しごとセンターセミナールーム(亀戸2-19-11カメリアプラザ9階)

区区内中小企業の経営者、人事・労務担当者30人(申込順) ※1社につき2人まで 費 無料

石山浩一(特定社会保険労務士)

1月25日(木)から電話で

☎(3647)8581  
FAX(3647)8442

「無期転換ルール」についての問い合わせ

東京労働局雇用環境・均等部指導課総合労働相談コーナー

☎(3512)1608

開催日	内容
1日目	就職活動の振り返りと今後に向けた心構え
2日目	自己分析と自己PR作成術
3日目	通過率が格段アップ! 応募書類の書き方
4日目	自分にマッチする企業と出会うための、企業研究のコツと求人票の見方
5日目	求人開拓員による江東区内中小企業の求人紹介
6日目	就活のプロフェッショナルによる、面接対策講座



開催日	内容
1日目	就職活動の振り返りと今後に向けた心構え
2日目	自己分析と自己PR作成術
3日目	通過率が格段アップ! 応募書類の書き方
4日目	自分にマッチする企業と出会うための、企業研究のコツと求人票の見方
5日目	求人開拓員による江東区内中小企業の求人紹介
6日目	就活のプロフェッショナルによる、面接対策講座

「歩きたばこはこどもの目の位置」危険な歩きたばこやポイ捨ては、区内全域で禁止です。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切切 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール